

**フランス　初回審査　LOI前の権利擁護官のパラレルレポート**　（JD仮訳）

2019年

**The Defender of Rights**

Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD)

List of points concerning France’s initial report

**A. 目的、定義、一般原則および義務（第1～4条）**

1.　フランス国は、自国の法律において、条約に沿った障害の定義を受け入れるために、どのような措置をとる予定なのか。

2.　フランス国は、関係するすべての関係者、特に公的機関、施設、一般市民、障害のある人に対して、条約の活用を促すためにどのような戦略と行動を展開してきたのか。

3.　フランス国は、障害のある人の間に現に存在する待遇の不平等をどのように是正する予定なのか。

a. 障害が発生した年齢（60歳未満か、それともそれ以上か）による不平等。

b. 居住地（特に海外）による不平等。

**B. 特定の権利（第5～30条）**

**平等および非差別（第5条）**

4.　フランス国は、差別の法的定義の是正のため、以下についてどのような措置をとる予定なのか。

a. すべての分野における合理的配慮の義務を定め、それを実効のあるものとする。

b. 障害のある人が直面するさまざまな形態の差別（すなわち、障害のある人の関係者であることによる差別、多重差別、交差性）を考慮に入れる。

**障害のある女性（第6条）**

5.　フランス国は、すべての分野で障害のある女性と少女の権利の実効性を保証し、彼女たちが直面する交差的なジェンダー差別を許さないために、どのような措置を講じているのか。

6.　女性に対する暴力を許さないための第5次計画（2017-2019年）の一環として、障害のある女性のためにどのような具体的行動が計画されているのか？

**障害のある子ども（第7条）**

7.　年齢層と障害の種類別のデータを示してください。

a. フランスの障害のある子どもの数。

b. フランスの施設入所または医療・社会サービスを利用している障害のある子どもの数、およびベルギーに越境してそれらを利用している障害のある子どもの数。

8.　「神経発達障害（NDD）2018-2022」の一部としての「自閉症新国家戦略」が2018年に発足して以来、自閉症の子どものためにどのような具体的施策がとられているのか。

9.　障害のある子どもの具体的な状況を次の中でどのように考慮しているのか。

a. 2019年に開始された国家児童保護戦略の一部として。

b. 学校内での虐待やいじめに対する行動計画において。

**意識の向上（第8条）**

10.　フランス国は、障害のある人の状況に対する意識を高め、障害、特に精神的・精神科的障害に対する否定的な表現を許さないために、どのような行動をとったのか。

**アクセシビリティ（第9および21条）**

11.　アクセシビリティは、障害のある人の権利を効果的に享受するための不可欠な前提条件であることを認識して、以下を示してください。

a. すべての障害のある人にアクセシブルな環境を保証するためにフランス国がとった措置。特に、一般に開かれている建物や施設、道路、交通機関、住宅および職場。

b. 障害のある人のための情報通信のシステム・技術のアクセシビリティ、特に公共および民間のウェブサイトへのアクセスを確保する措置。

12.　2015年、フランス政府は既存の公共受付施設（ERP）の80％を2018年にアクセシブルにすると表明した。施設区分（第1から第5カテゴリー）ごとに次を示してください。

a. 2015年1月1日時点でアクセシブルであると宣言していた既存のERPの数。

b. 期限付きのアクセシビリティ計画の提出義務のある既存のERPの数。その中で、実際にこの計画を提出したところ、アクセシビリティ義務の免除を得たところ、2019年までにアクセシビリティ要件を効果的に満たしたところの数。

c. 実施された管理措置、およびアクセシビリティ義務を遵守しなかったところに課された制裁措置。

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

13.　障害のある外国人や移民、特に子どもを保護し、条約の原則に沿った受け入れや拘留の条件を確保するために、どのような措置がとられているのか。

**法の前にひとしく認められる権利（第12条）**

14.　選挙権や婚姻権に関して最近承認されたように、フランス国は、保護下に置かれた障害のある人に対して条約が認めるすべての基本的権利の完全かつ効果的な承認を保証するために、どのような措置をとる予定なのか。

15.　フランス国は、保護下に置かれている成人について、代替的意思決定の制度に代えて、支援つき意思決定の制度を漸進的に実施するために、どのような措置をとる予定なのか。

**司法へのアクセス（第13条）**

16.　フランス国は、障害のある利用者および法律専門職（障害の有無を問わず）の司法への効果的なアクセスを確保するために、どのような措置を採用しているのか。特に、

a. 裁判所およびその他の関係する場所（警察署、拘置所など）のアクセス。

b. 対立審判の原則および弁護の権利を尊重するために必要な手続き上の措置。

17.　障害への認識を高め、条約に謳われている権利について指導するために、司法関係者および司法行政に携わる職員にどのような研修が行われているのか。

**身体の自由と安全（第14条）**

18.　フランス国は、障害のある人、特に精神障害のある人の拘禁および強制収容の条件を、国際人権法が規定する保証に合わせるために、どのような具体的措置をとろうとしているのか。

**拷問または残虐、非人道的又は品位を傷つける取扱いもしくは刑罰からの自由（第15条）**

19.　フランス国は、障害のある人に対するあらゆる形態の非人道的または品位を傷つける取り扱い（警察の介入、勾留中の人に対する適切なケアの欠如、「パッキング」療法など）を禁止、防止、非難するために、どのような措置を実施しているのか。

**搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）**

20.　障害のある人への虐待を許さないために、どのような予防、追跡、管理、制裁措置がとられているのか。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

21.　強制的な医療介入（不妊手術、妊娠中絶など）から障害のある人を保護するために、保護監督下に置かれた障害のある人の医療行為への同意が効果的に求められるようにするために、フランス国はどのような措置をとる予定なのかか。

**移動と国籍の自由（第18条）**

22.　フランス国は、障害のある人がフランス国籍を取得する際に受ける複数の間接的差別をどのように是正する予定なのか（資産条件、統合手続き、帰化など）。

**自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）**

23.　障害の種類、年齢、選択、生活様式が何であれ、生活補償に対する障害のある人の真のニーズに効果的かつ適切な方法で対応し、また大幅な追加コスト（特に補助機器の取得に関して）を解消するために、フランス国はどのような措置を講じているのか。

24.　フランス国は、障害の種類にかかわらず、すべての障害のある人が、その選択が尊重され、家族のつながりが維持される住居にアクセスできるようにするために、何をする予定なのか。

25.　介護者のニーズ（レスパイト、訓練、休暇の権利など）を満たすためにどのような措置が講じられているのか。また、既存のすべての施策を一体化させるためにどのような措置が講じられているのか。

**個人の移動を容易にすること（第20条）**

26.　フランス国は、障害のある人がニーズに合致し、職業および社会生活の条件に合った交通サービスを利用できるようにするために、どのような措置を講じているのか。

27.　フランス国は、コストが無理のないレベルになることを保証するために、移動支援機器のマーケットを一層適切に規制する措置をとってきたのか。

**プライバシーの尊重（第22条）**

28.　フランス国は、医療・社会施設の入所者のプライバシーの尊重のために、特にこの分野の監督当局による効果的な管理の実施に関して、どのような措置を講じたのか。

**家庭と家族の尊重（第23条）**

29.　フランス国は、障害のある人、特に成人障害者手当（AAH）を受給している人が、その配偶者に経済的に依存せざるを得ない状況にどのように対応する予定なのか。

30.　障害のある人の親権を支援する抜本的な政策を策定するために、どのような措置が計画されているのか。

**教育（第24条）**

31.　年齢層と障害の種類別に分類した次のデータを示してください。

a. 学校に通っている、および通っていない障害のある生徒の数。

b. 学校に在籍している障害のある生徒のうち、パートタイム在籍の生徒の数。

32.　フランス国は、障害のある生徒への個別の支援措置（教員やその他の職員の研修、プログラムの組み替えなど）以外に、インクルーシブ教育を促進するためにどのような措置をとっているのか。

33.　障害のある生徒、特に「DYS」（読み書き障害）の生徒が、学校の配慮と同様の試験での配慮を得るうえで直面する困難に対処するために、どのような対策がとられているのか。

34.　障害のある学生が、その特定のニーズ、特に高等教育の期間中の支援ニーズを十分に配慮されることを保証するために、どのような措置がとられているのか。

**健康（第25条）**

35.　障害のある人の日常的なケアへのアクセスを保証し、ケア施設へのアクセスの劣悪さ、適切な資源の不足（設備、受付・情報提供時間、専門職の研修など）、そして、特に多額の自己負担が理由で必要なケアが受けられないことに関連する困難を解決するために、フランス国はどのような措置を実施しているのか。

36.　医療・社会施設や刑務所に収容されている障害のある人が、それぞれのニーズに合った医療を受けることができるようにするためにとられた措置はどのようなものなのか。

**ハビリテーションとリハビリテーション（第26条）**

37.　障害のある人への医療・社会的支援という本来の使命と、それに重くのしかかる構造的・経済的・予算的な制約が重くのしかかるという矛盾を解消させるために、事業として支援を行う施設やサービス（ESAT）に、フランス国はどのように介入する予定なのか。

**労働と雇用（第27条）**

38.　フランス国は、障害者雇用義務制度以外に、障害のある人の雇用を促進するために、あらゆる分野でどのような全体的な戦略を実施しようとしているのか。またそのために、障害のある人に対する差別、合理的配慮を提供したがらない雇用主の態度、および障害のある人の能力への偏見とどのように闘う予定なのか。

**相当な生活水準と社会的保障（第28条）**

39.　フランス国は、所得配分が不十分であったり補償給付が低水準であったりするために多くの障害のある人が抱える不安定な状況に対処するために、どのような措置をとる予定なのか。

**政治的および公的活動への参加（第29条）**

40.　2019年、フランスはすべての障害のある人に投票する権利を付与した。フランス国は、障害のある人によるこの権利の効果的な行使を保証するために、特に、障害のある人の投票の支援、選挙運動へのアクセス、様々な関係者の意識向上ための措置に関して、どのような対策を講じているのか。。

41.　保護下に置かれている人を含め、すべての障害のある人の被選挙資格を確保するためにどのような措置が計画されているのか。

**文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加(第30条)**

42.　インクルーシブなアプローチにより、障害のある人の文化、スポーツ、レジャーへの平等なアクセスを確保するために、どのような措置が計画されているのか。

**C. 特定の義務（第31〜33条）**

**統計およびデータ収集（第31条）**

43.　フランス国は、障害のある人の状況に関する統計情報、調整、国内監視、あらゆる分野の障害データの首尾一貫性、普及と比較可能性を向上させるために、どのような手段を用いることを予定しているのか。

**国際協力（第32条）**

44.　フランス国は、国際協力プログラムの開発への障害のある人の関与を強化するために、どのような具体的措置を講じているのか。

**国内での実施と監視（第33条）**

45.　特に各省庁の指定連絡先の間で、また障害に関する政府の政策の中で、国内調整の仕組みは、条約の活用を促すためにどのような役割を担っているのか。

46.　独立した仕組みが条約の実施を監視する使命を果たすために、どのような資源が割り当てられる予定なのか。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）